重要事項説明書（特別高圧・高圧）

特別高圧および高圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。
詳細につきましては、当社電気需給約款をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 申込み方法

当社の電気需給約款等の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。
電気需給約款は、当社ホームページに掲載します。

2. 電気供給契約の成立および契約期間

(1) 電気供給契約は、お客さまのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
(2) 契約期間は、電気供給契約が成立した日から供給開始日の 1 年後の日までとします。
(3) 電気供給契約は、お客さままたは当社から意思表示がない場合は、契約期間満了後も 1 年ごとに同条件で継続されるものとします。

3. 契約電力

(1) 特別高圧電力は、お客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。
(2) 高圧電力は、契約電力 500 キロワット以上はお客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。契約電力 500 キロワット未満はその 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。

4. 供給電圧および周波数

(1) 特別高圧電力は、原則として供給電圧 20,000 ボルト以上、周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。
(2) 高圧電力は、原則として供給電圧 6,000 ボルト、周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。

5. 電気料金

料金は、基本料金（力率修正後）、従量料金、容量拠出金相当額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に付帯契約料金（予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金）を加えたものとします。
基本料金単価、従量料金単価および付帯契約料金単価、燃料費調整額は、「電気供給契約書」に記載するものとします。

6. 契約超過金

契約電力が 500 キロワット以上のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、超過した電力について、託送供給等約款で定められる接続送電サービス基本料金の 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。
契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払期限内に支払っていただくものとします。

7. 工事費等

託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

8. 計量・料金算定について

(1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。

(2) 料金の算定期間は原則として毎月の計量日から翌月の計量日の前日までの期間とします。

9. お支払い方法

(1) 毎月の電気料金については、算定期間終了日の属する月の翌月 26 日に、口座振替によりお支払いいただくものとします。

前期方法ではなく、当社が指定する金融機関口座へ料金を振り込む方法により料金を支払う場合は、算定期間終了日の属する月の翌月の末日までにお支払いいただくものとします。この場合、振込手数料はお客さまの負担とします。

(2) 工事費負担金については、その都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただくものとします。

(3) 料金のお支払いがなされなかった場合は、支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて遅延利息（年率 10 パーセント）を申し受けます。

10. お客さまのご協力

(1) 需要場所への立入りによる業務の実施

電気供給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(2) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、または一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、当社と一般送配電事業者に通知していただきます。

11. 契約の変更・解約

(1) 電気供給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できないものとします。

(2) 電気供給契約の解約は、供給開始日から 1 年未満の期間内は行うことができないものとします。

(3) 供給開始日から1年以上が経過した後は、解約希望日の 3ヶ月前までの書面による解約申入れによって電気供給契約を解約することができるものとします。

(4) 当社は、電気需給約款の定めに基づき、電気の供給の停止または電気供給契約の解除を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、電気の供給を停止する場合には、供給停止の 15 日前までに予告いたします。

(5) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12.違約金

(1) お客さまは、お申込み後、供給開始前までの期間にお申込みをキャンセルされる場合には、違約金を支払うものとします。(違約金については、電気需給約款第 30 条に記載)

(2) お客さまは、供給開始後 1 年未満の期間内に当社との電気供給契約の解約を希望される場合、または供給開始日から 1 年以上が経過した後において解約申入れから解約希望日までの期間が 3 ヶ月に満たない場合には、違約金を支払うものとします。(違約金については、電気需給約款第 30 条(2)(3)に記載)

13.その他

(1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

(2) 本重要事項説明書に記載のない事項については、電気需給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

14.小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称:株式会社ジェイシーエス (小売事業者登録番号:A0900)
住所:東京都渋谷区代々木 1-22-1 JRE 代々木一丁目ビル 13 階
TEL:03-5302-1201(平日 9:00～18:00) FAX:03-5302-1202
URL:http://www.japan-cs.info/
規約 URL:http://kiyaku.soleil-denki.jp